

改革・開放政策下の学校教育

——中国における初等・中等教育の普及過程——

蔭山雅博

はじめに

周知のとおり、凡そ10年間にわたって中国全土を揺るがした文化大革命は、1976年の「四人組」逮捕をもって終息、その後中国は工業・農業・軍事・科学技術の「四つの現代化」に向けて歩みを進めることになった。文化大革命のために疲弊した民衆の活力を回復し、左傾路線を

目次

はじめに	1
I. 教育改革の全体構造	2
II. 農村における教育普及計画	5
—「全国農村教育総合改革実験区指導要綱（試行）」 の教育普及構想を中心として	
1. 基本方針及び原則	5
2. 目標及び任務	6
3. 施策及び条件	8
III. 学校教育の実態—都市と農村の小学校	9
1. 全般状況	9
2. 都市の小学校	11
3. 農村小学校と希望工程	14
IV. 教育改革の問題点と今後の行方	16
おわりに	20
<編集後記>	24

克服し、新たな教育事業を展開することが「四つの現代化」のための必要条件として認識され、政府・党ともに総力をあげて現代化のための体制づくりに取り組むこととなったのである。こうしたなか、1978年12月、中国共産党は第11期3中全会を開催、社会主義現代化建設に向けて中国教育を大規模かつ全面的に改革する意向を示し、1985年5月「教育体制改革に関する決定」を下して、新教育体系の構想と教育改革の手順を明らかにした。この構想が教育の正規化と大衆化を目指す「複線型」学校体系であったのは後述のとおりである。これ以後、教育改革事業は政府・党の強力なバックアップのもと、条件に恵まれた地域、単位、個人の自発性を尊重して進められるのであるが、「家が貧しくて学校に通えず、親を助けて働く幼い児童がいる。かと思えば、日本顔負けに小学校の低学年からパソコン教育をおこなわれる豊かな地域がある。それが今の中国だ。」との報告にあるとおり、ここ数年来の教育における地域間格差、学校間格差は深刻である。社会主義現代化建設の教育が本来的に内包する、教育における「平等」と「効率」との矛盾は未だ克服されていないのである。本稿では、いわゆる改革・開放政策下において展開される教育改革の現状と問題点を、都市と農村において実施した学校教育調査の結果と収集資料に基づいて明らかにしていきたい。

I. 教育改革の全体構造

すでに述べたとおり、中国共産党中央委員会の公表した「教育体制改革に関する決定」（以下「決定」と略記）は新たな改革と開放の時代に向けての教育のあり方を、とくに国家の行政や政策と係わる教育体制の面で明らかにしたものであった³。ここで提示された様々な提言や構想は、相次いで成立する各種教育法令や法規の下で漸次実現されることになるのであるが、まず最初に着手されたのは教育部の国家教育委員会への改組・昇格であり、他委員会や省庁に対して強力な指導権限を行使することのできる政策・行政機関へとこれを独立させることであった。翌86年4月には「中華人民共和国義務教育法」が成立、国家教育委員会の強力な指導力のもと義務教育制度の確立に向けて全力で取り組むことが宣言されたのである。これ以後に成立した教育法令や法規類のうち主要なものをあげれば次のようであるが、ここでは一連の教育改

1987年10月：国家教育委員会「關於頒發『全日制小学労働課教学大綱（試行草案）』的通知」

1990年7月：国家教育委員会「全国農村教育総合改革実験区指導綱要（試行）」

1992年5月：国家教育委員会「關於搞好城市総合改革試点工作的意見」

1993年2月：中国共産党中央委員会「中国教育改革・発展綱要」

1993年10月：「中華人民共和国教師法」

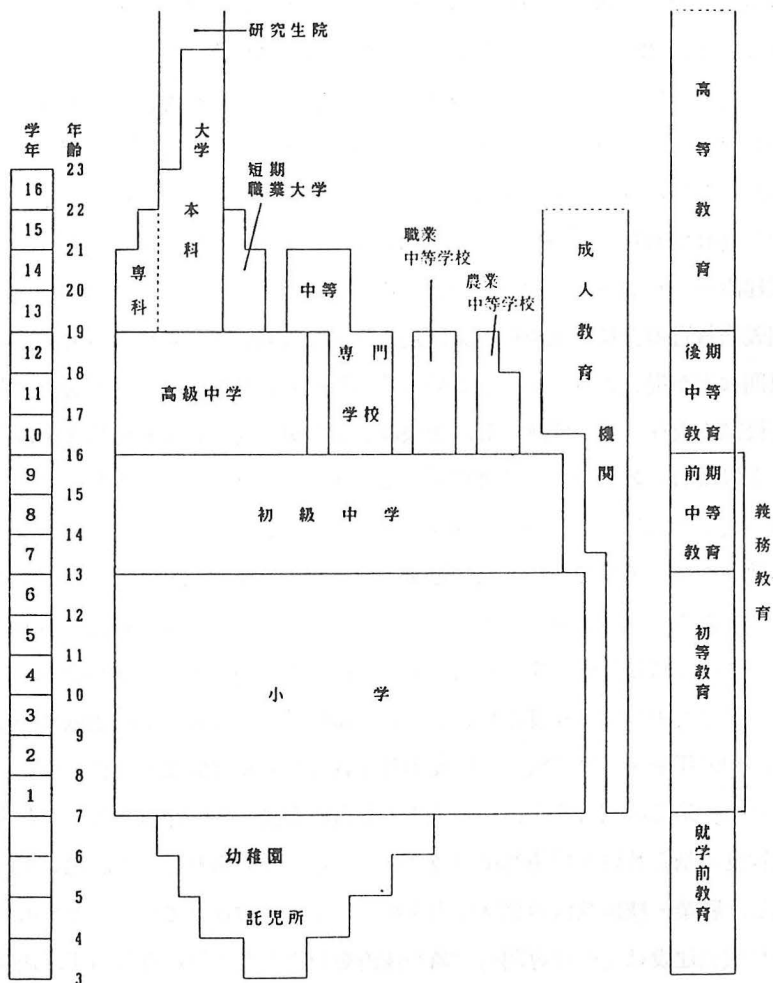
1994年8月：中国共産党中央委員会「愛国主義教育実施綱要」

1995年3月：「中華人民共和國教育法」

改革事業の原点となった「決定」を取り上げ、教育改革の要点を示しながら、新教育体系の枠組を明らかにしてみたい。要点の第1は教育体制改革の根本的 목적を民族の資質の向上と多くの人材、優れた人才の輩出に置いていることである。ここでは、1987年の第11期3中全会以後に展開する教育改革の成果に一定程度の肯定的評価を与える一方、教育・知識・人材を軽視する「左」の思想が依然として存在し、教育が社会主義現代化の必要に答え切れていないとして、今後教育改革が取り組むべき問題を次のように指摘している。(1) 高等教育に対する統制を緩和し、各機関に運営面での自主性をもたせること、(2) 初等教育の基盤を一層強固なものとする、中等教育における職業、技術教育を重視すること、高等教育における学部、学科構成の整合性を図ること、(3) 教育思想、教育内容、教育方法に創意工夫をこらし、独立生活や独立思考に資する能力を児童の段階から養成すること、愛国心の発揚を図ることなどがそれである。第2点は基礎教育発展の責任を地方に負わせる「簡政放権⁴」の方式を9年制義務教育の普及と拡充を図るための基本路線と定めていることである。ここでは、「我が国の基礎教育は甚だ非常に立ち遅れており、このことが我が国人民の繁栄と民主化、文明化を約束する現代的な社会主義国家建設という切迫した要求との間に鋭い矛盾を生み出している⁵」との認識に立脚して、9年制義務教育の普及と拡充の方策、地方・下級政府による基礎教育発展の保障、「分級管理」の原則などが提起されている。この「分級管理」とは各レベルの政府の教育改革事業に果たすべき役割と責任区分を明確にし、中央政府や各級政府の有する権限を下級政府に移譲する一方で、下級政府に教育事業と管理に対して責任を負わせる方式である。また、9年制義務教育の普及如何が「民族の資質向上と国家の興隆・発展を決する一大事」と見なされ、以下のような義務教育普及策としての「三段階地域区分」案が提起された⁶。第一区域は全人口の4分の1を占める都市、及び沿海各省と内陸部の経済発展地域であり、初級中学の普及甚だしい地域である。この地域は1990年をメドに初級中学の普及を完了することが求められた。第二区域は全人口の半分を占める中程度に発達した鎮や農村地域である。この地域は小学校の普及に全力をあげ、1995年をメドに初級中学程度の普通教育もしくは職業・技術教育を普及させることが求められた。第三区域は全人口の4分の1を占める経済後進地域であり、各種形態を採用した様々な程度の基礎教育を積極的に普及させることが求められている。第3点は中等教育の構造を調整し、職業・技術教育の発展に力を注ぐことが強調されていることである。ここでは、社会主義現代化建設は高度な専門的知識や技術を習得した人材のみならず、適切な職業教育や技術教育を受けた多数の中級、初級技術者や技能工、或るいは職業訓練を受けた都市労働者や農村労働者を必要とするという判断を下される一方、「現実の教育事業にあっては職業・

技術教育は最も脆弱な部分」であるとの現状認識が示され、中等教育における普通教育と職業・技術教育との比率の是正、及び後者の振興と拡充が提言された⁷⁾。当然のことながら、中等レベルの職業・技術教育を実施する中等専門学校の役割が強調され、同時に義務教育の最終段階、即ち前期中等教育における職業教育の導入が提唱されることになる。第4点は高等教育機関における学生募集計画と卒業生就業分配制度の改善、及び高等教育機関の運営自主権の拡大が提言されていることである。ここでは、高等教育機関の役割は科学技術と文化の発展、及び高度な知識と技術を有する専門的人材の養成にあるとする従来の見解が提示される一方、以下のよ

図1 中華人民共和国学校系統図 ——現在——



(出典) 中国共産党中央委員会「關於教育体制改革的決定」(1985年5月27日)より作成。

うな分野から各高等教育機関の自主権拡大を図ることが提言されている⁸。学生募集方法，大学財政，教育課程編成，教職員人事，産学協同事業，国際学術交流事業などの分野がそれである。こうした内容を有する「決定」の特色を一言で言えば，人材育成を目的とする教育体制改革論であるということになるであろう。これは，1985年5月17日開催の「全国教育工作者会議」における万里副首相の講話によっても明らかで，「今後教育は知識資源開発の主要投資部門であり，教育投資は経済効率上，最も優れた投資である……。知的資源としての人才とは，高度な知識と技術を備えた専門家であり，経済発展に必要な各レベル，各種の人員である。現代においては，人の知識や才能はますます生産力発展の決定的要素になりつつある⁹」と指摘されているとおりである。以上のような「決定」に基づいて，新教育体制構築の手順をまとめると次のようになる。まず最初に着手すべきは，高等教育の拡充で，これにより高度な知識と技術を有する人材を養成すること，これに次いで着手すべきは「人才の来源」＝人材の補給基地としての基礎教育の充実で，小学校6年，及び初級中学3年の義務教育化を図ること，最後に実施すべきは後期中等教育の拡充で，ここでは普通教育のみならず経済発展が求める中堅技術者の養成を目的とする中等専門教育，就中職業教育の拡充と多様化が図られることになる。こうした新教育体制の構築により社会，及び経済構造に応じた人才の適正配分が可能となると考えられたのである¹⁰。因みに，この「決定」により考案された新しい学校制度を示せば図1のとおりである。

II. 農村における教育普及計画 —「全国農村教育総合改革実験区指導要綱（試行）」の教育普及構想を中心として

1989年1月，国家教育委員会は農村における教育普及事業の一層の進展を図るべく，全国に農村教育総合改革実験区を設置することを決定した。同年5月発表の「全国農村教育総合改革実験指導要綱（試行）」¹¹（以下「要綱」と略記）はその目的と方針，及び具体的手順を提示したものである。ここでは「要綱」に基づいて農村における初等・中等教育の普及計画構想を明らかにしてみたい。

1. 基本方針及び原則。 全人口の80%が居住する農村は中国国民経済の基礎であり，農村の立ち遅れた現状を改め，農業現代化の進展を加速する根本的な道は，農村の振興を真に科学・技術の進歩と労働者の資質の向上に依拠する路線の上に移すことであるとの指針が示された。当然のことながら，この路線への転換を実現するカギは農村教育の振興にあり，各級政府は教育を優先的に発展させる戦略的地位の確立に努め，このための政策の策定と各方面の力を結集，動員して，農村教育を積極的に改革し発展させることが求められることになる。これと同時に

「要綱」は従来の農村教育の問題点を指摘した。農村における教育の戦略的地位が確立していないこと、学校では徳育が軽視されてきたこと、一面的に進学率を追求する傾向が根強く、教育の構造が不合理であること、教育と当該地域の建設や人民の生活との結び付きが希薄であること、従って、社会主義事業の建設者を十分に育成できなかったことなどがそれである。一方、「要綱」は農村教育の総合的改革をめざす「燎原計画¹²⁾」を提示した。これは農村教育改革を推進するための基本的戦略であり、実験区に指定された県（実験県）にモデル郷（村に相当）及びモデル村（郷の下部区画、集落に相当）を設定し、これらを拠点として農村教育改革を周辺に拡大していくという計画である。実験県は共産党及び国家の関与する教育方針、政策及び法規を真剣に学び、当該地域の実態と結び付けた特有の教育改革方法を立案すること、農村教育の発展を確実なものとする新しい道を探求し、教育改革の実験を組織的に段階を追って進めること、実験は実際から出発し地域の実情に合致させ、効果的なものであること、全国各地及び国外の先進的な経験に学習し、これを参照することなどが提言されている。

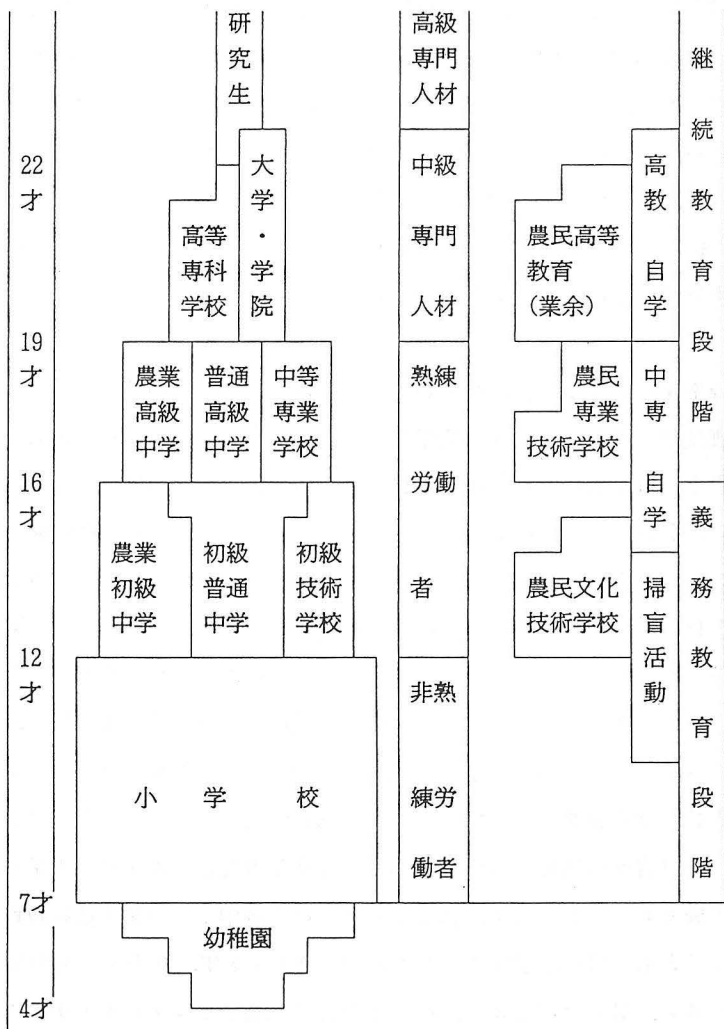
2. 目標及び任務。ここでは燎原計画の基地となる実験県の任務と実験目的を示してみよう。実験県は経済、文化の発展水準の格差に基づいて3種類に区分される。高程度の経済、文化水準を保っている県を第1種県、中程度の県を第2種県、立ち遅れている県を第3種県に区分するというもので、こうした区分は省、自治区、直轄市の各政府が責任をもって行うこととした。実験県の任務は計画に従って農村教育の構造調整に着手し、9年制義務教育の普及、職業教育と成人教育の発展、及び各種の短期技術訓練の拡充をリンクする合理的な農村教育体系を漸次整備することである¹³⁾。第1種、第2種、第3種の各県は、それぞれ1992年、1995年、1997年までに初等教育の基盤を整備することが要請された。また実験県の構成単位＝郷・鎮政府にも様々な任務が与えられた。(1) 1年課程の就学前教育を当該地域で普及させること、(2) 当該地の様々な教育歴を持った青少年に対する実用的な技術訓練を積極的に展開し、彼等にできる限り早く一定程度の専門技能を獲得させること、(3) 1995年までに農家50戸に1戸の割合で、郷鎮企業に勤務する職員30人に1人の割合で中等専門学校及び職業中学卒業相当の中堅技術者を養成することがそれである。基礎教育の普及に当っては、各実験県、郷・鎮政府とも「義務教育法」を真剣に学び、教育内容の質的向上と児童・生徒の資質の全面的向上に努めるべきで、これの早期実現を図る方策として、教育内容を当該地域の生産活動及び人民の生活と結合させること、全日制小学校、及び全日制初級・高級中学においては普通教科の授業とともに、適切な段階で、当該地域の特色に適合する職業技術教育を実施することが提唱されている。実験県が実現すべき基礎教育は「5・4制¹⁴⁾」（小学校5年、初級中学4年）であるが、この課程において実施すべき職業技術教育は初級中学4年間の場合、総授業数の20～25%、高級中学の場合25～30%が適切とされた。また当該地域の経済、社会の発展に資することのできる職業技術教

育のあり方は次のようである¹⁵。各実験県はまず中核となるモデル的な中等職業技術学校1校を運営し、これに人材養成、科学実験、技術普及、モデル的な生産及び経営サービス機能をもたせ、上級機関（高等教育機関、科学研究所など高度な技術を有する機関）との繋がりや、同列機関（農業、職業、生産に関する技術を有する機関）との連携を強めること、さらに下位機関（村、郷、農家）に対する豊富な情報伝達と実用技術の普及を促進することが期待された。農村の職業技術教育については、農・牧・林業に直接関係のある専攻、即ち穀物、綿花、油生産に関するその充実を図ること、同時に郷、鎮、県が経営に与かる企業及び第3次産業の発展に役立つ各種専攻を拡充、あるいは新設することが提言された。各種専攻の規模については、当該地域の経済構造によって決定し、当該地域の実際から出発することとされた。また、地区（県の上位の区画）及びこれと同レベルの市では第2次、第3次産業及び一部の農・林・牧畜業方面に関する専攻を設置すべきで、これにより各専攻分野の教育内容は農民の農業経営に役立ち、且つ貧困からの脱出に役立つことが可能であると考えられたのである。また、農村の職業技術教育は柔軟性、対応性及び実用性に富むこと、教育段階及び教育形態を多様化し、長期訓練と短期訓練を結び付け、学校間あるいは校外機関との連携を強めることが求められた。農村の中等職業技術学校には初級中学卒業生（これと同等の学歴を有する者を含む。年齢制限は適宜緩和する）を入学させること、修業年限は2～3年とし、当該年度の新卒者あるいは就業農民や労働者を募集することが提言されている。農村成人教育の構想はどうであろうか。まず提示されたのは郷及び鎮立の農民文化技術学校を重点的に充実させ、村立農民文化技術学校の拡充と現有の村立小学校を積極的に利用する構想である。また県立農民中等専門学校に対する期待も強く、该校は農村成人教育の発展のための中核的存在として大いに機能を発揮すべきで、ここには農民または初級中学新卒者を優先的に入学させることが提言されている。概して、農村成人学校は、全日制小学校、初級・高級中学、職業技術学校との連携と協力関係を一層強め、条件の整った地域では試験的に一つの学校が全日制教育と成人教育双方の教育課程を提供すること、就業農民や若年労働者のみならず、農村の下部職員、農業技術者及び郷・鎮企業職員に対する補習教育や技術訓練、職務訓練を積極的に展開することが求められているようである。こうした農村成人教育を実施するためには、多くの難題解決が必要であるが、当面の課題としてまず指摘されたのは青壮年農民、就中在郷の小学校卒業生及び初級・高級中学卒業生に対する短期実用技術訓練である。小学校後、初級中学後及び高級中学後の職業技術教育及び訓練のあり方は次のようである。(1) 小学校課程は5年(6年)+1年、初級・高級中学課程はいずれも3年+1年と考え、最も適切な時期、即ち基礎教育の修了と前後して1年間の職業技術教育を実施すること、(2) 時間数は当該地域の事情や当該校の編成する教育内容、及び教員数に基づいて決定すること、(3) この種の職業技術教育、職業訓練は職業学校や成人学校と協力し

て行うことがそれである。

3. 施策及び条件。 該計画によれば、教育改革に必要な教育経費は各レベル政府、特に県政府の自己負担とすること¹⁶、教員の確保や教員の資質向上も地方政府が責任をもってこれに当ること、特に教育改革に着手している実験県は普通教科及び専門教科、労働技術科担当教員の早期養成に努めることが求められている。1995年までに小学校教員の80%を中等師範学校卒業生、初級中学教員の60%を専科学校（2～3年制高等教育機関）卒業生、高級中学教員と職業

図2 農村教育系統図



(出典) 南京師範大学編『農村教育学』人民教育出版社1988年11月
138頁より作成。

高級中学教員の50%を大学本科（学部）卒業者が占めること、1990年までに危険校舎を解消し、以後適宜これの修理を行って危険校舎の出現を防止すること、5年程度の時間をかけて、校舎、体育運動施設、実験室、教育機器、図書の整理に努め、これらを国家基準に到達させることが目標である。さらに特筆すべきは、郷・鎮企業の人事制度改革が農村教育の条件整備問題とともに言及されていることで、実験県内の国営及び集団制企業、及び非営利事業体に勤務する中堅職員・労働者の技術水準を国家基準にまで引き上げること、企業や非営利事業体職員の採用に際しては、「先に訓練、後に就職」の原則に従って一定程度の政治知識、教養、及び技能訓練を郷・鎮経営学校や県政府経営の諸教育機関において彼等採用予定者に習得させることが提言されている。この他、ここでは高等教育機関、中等専門学校及び科学研究機関を組織して各機関を実験県の教育改革及び経済開発に参加させること、農業教育と師範教育を全面的に改革すること、農業大学及び師範大学は現在の学生募集制度や卒業生職場配属制度を改革し、入学定員枠の一部を実験県及び一部の貧困地区に割り振る一方、卒業生の出身地区への回帰を奨励し、これらの地域が抱える深刻な人材難を解決することが求められている。

以上に述べてきた「要綱」の特色を要約すれば次のようになると思われる。第1点、農村教育を進学を目的とする教育から当該地方の経済建設や社会発展のために必要とする人材養成を目的とする教育へと転換させたこと。第2点、そのための農村教育体系を創出したこと、即ち、農村地域における義務教育と職業教育・成人教育・短期職業訓練との有機的な関係を樹立したこと。第3点、初等・中等教育ともに職業技術教育の発展をめざした教育内容編成が試行されていること。第4点、こうした農村教育を推進する責任母体として、県や郷に教育委員会、或るいは弁学委員会などが設置され、「農村を愛し、農村を建設する」思想教育がそれぞれの地域において強化されたことがそれである。

III. 学校教育の実態 —— 都市と農村の小学校

1. 全般状況

改革・開放政策下の学校教育の実態を明らかにするに先立ち、まず「決定」公表以後の学校教育の動向を数量的側面から示してみよう。表1は1985年度と1993年度の各教育機関数と在籍者数の推移を示したものである。これによると初等教育の場合、学校数と在籍者数の減少傾向、中等普通教育と高等教育の場合、機関数の減少傾向と在籍者数の上昇傾向、中等職業教育の場合、機関数と在籍者数の急増傾向が明らかである。初等教育がこうした傾向を呈する背景には、さきの「綱領」に示された基礎教育拡充計画に従って村（部落）の初等教育機関の統廃合が順調に進行していること、農村人口、就中青少年人口の都市への大量流出により農村における出

生率が停滞傾向にあることなどを指摘できよう。しかしながら、初等教育は着実に普及しているようで、国家教育委員会の教育統計調査によれば1985年の就学率は95.9%、定着率は96.7%であったが、1993年の就学率は97.4%、定着率は97.5%に上昇しているのである¹⁷。1993年の全国学齢児童小学校入学率の県別調査結果を見ると、1911の調査対象県のうち、1754県が入学率96%以上に達しており、今や初等教育普及県として認知された県は1470となった。1985年のそれが393県であったことを勘案すれば、ここ数年来の初等教育の着実な普及ぶりが理解されよう¹⁸。中等教育はどうであろうか。基礎教育課程に組み込まれた初級中学の状況は小学校のそれと同様である。注目に値するのは後期中等教育、就中職業教育の目覚ましい発展ぶり、これを普通教育と職業教育の学生数比率によって示すと、1980年の場合81.1 : 18.9、1985年の場合64.1 : 35.9、1987年の場合60.0 : 40.0、1993年の場合53.6 : 46.4となり、職業教育に対する関心が全国的規模で高揚していることが伺われるが¹⁹、こうした普・職比率の是正はさきの「綱領」に従った各レベル政府の努力によってなされたと言ふべきで、これを北京市の場合で見ると次のようになる²⁰。北京市は1981年に凡そ1100万元を計上、5年計画で中等職業技術学校の拡充に努め、1985年から企業や各種団体及び政府機関に働きかけて、これらに多種多様な職業技術学校の付設を促した。1990年以降は北京市郊外の農村部における職業技術教育の普及に重点を置き、いわゆる郷鎮企業との協力関係のもと中等レベルの職業学校や技術訓練学校の設立に全力をあげている。1993年度北京市中等教育機関学生募集要綱によれば、中等職業技術教育機関の学生募集数は普通高級中学のそれを上回り、機関数における普・職比率は1 : 1.18となっている。次に高等教育の状況を見てみよう。高等教育機関数のうち最も多く増加したのは4年制大学（本科）、これに次ぐのが大学院、以下短期大学（専科）などが続く。学生数を見ると最も増加したのは大学院で、これに次ぐのが大学本科、以下大学専科などが続く。大学院学生数が急増した背景には、大学院生の養成を留学生派遣によるそれから自国でのそれに転換し、同時に彼等の政治的自覚を高めたいとする国家教育委員会の意向が伺われる。因みに、学位取得者数の推移をみると、修士学位の場合、1983年には3,548名であったが1993年には25,167名、博士学位の場合、1983年には19名であったが1993年には2,940名となっている²¹。当然のことながら、大学院学生の自国養成傾向が顕著になるに従い、高等教育機関の果たすべき役割と序列化が明確となってきたように思われる。大学院学生の養成を目的とする総合制大学→本科生の養成を目的とする大学→専科生などの養成を目的とする大学の3層構造がそれである。解放後中国では1952年の院・系調整により、大学のほとんどは単科大学として再出発したのであるが、総合制大学は従来の単科大学を合併或いは部分併合を繰り返すことをとおして成立したもので、大学生数の増加数に比べ機関数のそれが少ないのはこのためである。また、大学院を擁する総合制大学では高等教育機関相互間の共同研究施設の設置、外国大学や機関と

表 1. 全日制教育機関数及び在籍者数 単位；前者は所，後者は万人

	1985年		1993年	
	機関数	在籍者数	機関数	在籍者数
幼稚園	172, 262	1, 140. 3	165, 197	2, 552. 8
小学校	832, 309	13, 578. 0	696, 681	12, 421. 2
普通初級中学	75, 903	3, 768. 8	68, 415	4, 082. 2
普通高級中学	17, 318	629. 0	14, 380	656. 9
農業・職業中学	8, 070	122. 0	9, 985	362. 6
中等専門学校	3, 557	114. 3	4, 477	282. 0
高等教育機関	1, 016	120. 7	1, 065	253. 6

(出典) 中華人民共和国教育部計画財務司編『中国教育成就 1949—1985』

人民教育出版社 1987年4月20～23頁、『教育研究消息』1994年1・2期合刊号9頁。

の共同研究プロジェクトの設定，及び外国人留学生の受け入れを積極的に行っている。南京大学とジョージ・ホプキンス大学により設置された中米文化センター，上海交通大学とペンシルベニア大学により設置されたコンピューター科学研究大学院，清華大学とテキサス大学により設置された情報管理学センター，北京外語学院と日本国際交流基金により設置された日本学研究大学院，北京師範大学外国教育研究所，ユニセフ，イギリスのサセックス大学により設定された農村教育問題研究プロジェクト，南京師範大学と福岡県立大学により設定された「現代中国における社会的・文化的変動に関する実証的調査研究」プロジェクトなどはその代表的事例である。外国人留学生の受け入れも大幅に拡大されており，1980年には576名，1983年には1,038名，1985年には1,586名，1987年には2,044名，1990年には1,745名，そして1993年には6,050名を数えるに到っている²²。

2. 都市の小学校

改革・開放政策下の学校教育の一端を都市の小学校を取り上げて明らかにしてみよう。ここでは北京師範大学附属小学校と「貴族学校」を取り上げることとする。周知のとおり，北京師範大学附属小学校は1902年創設の名門校であり，現在国家教育委員会直轄の実験小学校として中国初等教育界の頂点に君臨している。北京市内には北京教育局の管轄下にある685校の普通小学校，及び重点小学校の指定を受けて高水準の初等教育を実施する十数校のエリート校があ

るが、該校はこれら重点小学校のなかの中核的存在である。当然のことながら、該校の教育施設・設備は他校のそれに比べよく整っており、高学歴の教職員の指導と斬新な教育課程のもと優れた児童の育成に邁進、重点中学校への進学率も極めて高い。該校への入学条件と募集範囲をみると、1)北京市に戸籍を有し、満6才に達する心身とも健全な児童であること(但し、痴、傻、癩、呆、及び日常生活に支障を来す者は除く)、2)父母及び児童とも北京師範大学構内波印廠9号楼、もしくは政法甲乙丙丁楼に戸籍のある者となっており²⁾、これらの条件を満たすのは学内居住幹部教職員の健全な子女に限定されるのであるが、実際には「新貴族」と称される資産家層の子女、学外に居を構える党幹部の子女、華僑をはじめとする外国籍中国人の子女、中国在住外国人の子女などが多く在籍している。社会的地位と財力にものを言わせて子女の該校への入学を図ったのであろう。また、絵画や書道、楽器演奏や表現演技などに特殊な才能を有する児童(特长生)の入学も認められており、該校に彙集する人材の多様化は近年益々進んでいるようである³⁾。北京市内の小学校では45人を越えないことを条件にクラス編成が行なわれているが、該校では能力別クラス編成が実施されており、クラスサイズは一定していない。重点校のそれは概して40名程度のものである。該校の教育課程を見てみよう。表2は該校第1・2学年の時間割表である。これによれば、該校低学年の週当り時間数は30時間、このうち最も多くの時間数を占めるのは語文の7時間で全時間数の凡そ23%、これに次ぐのが数学の6時間で20%、これに習字と話方を加えると、いわゆる低学年主要科目(国語・算数)の全体に占める割合は50%に達する。これに反し最も少ない時間数は自然(理科)、道徳、機械(コンピューター)、興味(自己教育活動)の1時間である⁴⁾。低学年段階において理科関係科目とこれの学習時間数が少ないのは中国初等教育の一般的傾向で、中高学年以降、語文時間数が減少するのに伴いそれらは増加することになる。社会主義国家建設の精神と愛国主義精神の育成を目的とする「品德」(道徳)の時間が少ないのは意外な印象を受けるが、道徳は「社区」(コミュニティ)におけるボランティア活動を意味する「活動」と一体化していると考えべきで、両者をあわせるとこの週当り時間数は3時間となり決して少なくはない。該校の低学年教育課程のうち特筆すべきは英語教育、コンピューター実習、及び自己教育活動を取り入れていることであろう。該校の外国語教育に対する取り組み方は極めて積極的で、これを開始するに際し「家庭関係と児童学習外語状況調査表」を配布、父母の職業と学歴、家庭の年収、児童の外国語学習に対する父母の期待度、児童の外国語学習経験の有無、家庭における児童の外国語学習状況などに関する詳細な調査を行い、父母の早期英語教育に対する理解を求める一方、能力別クラス編成による英語教育を実施している⁵⁾。自己教育活動は児童の得意とする科目の学力を一層高めるために設定された学習時間で、専科教員の指導のもとクラスや学年の枠を外して、これを実施している。一芸に秀でることは学力の全般的向上に繋がるとするさきの「決定」に

示された「人材育成論」に基づいて実施されているようである。因みに、北京市内の重点校における上記3科目の学習は3年次以降に始まるとのことである。

该校の課外活動も活発である。放課後に実施される課外活動は「児童の知識の深化と視野の拡大を図り、思考を活発化する⁷⁾」ことが目的である。该校にはコンピュータークラブ、数学クラブ、天文クラブ、生物クラブ、地理クラブ、綴り方クラブ、写真クラブ、絵画クラブなど23種のクラブがあり、94年9月当時、全校児童数の凡そ70%がこれに参加しているとのことであった。入会手続きは実に安易で、児童は個々の興味関心によって入会希望を学校に提出するのであるが、クラブ担当教員は児童の素質、適性、個性などを勘案して入会の可否を判定するとのこと、児童の希望は必ずしもかなえられるとは限らないようである。

こうした斬新な教育課程を実施するためには相当程度の条件整備と財政措置が必要となるのであるが该校のそれらはどのようになっているのであろうか。该校にはコンピューター・ルームが設置されている他、各教室にはテレビ、ビデオ、OHP機器が備え付けられ、さらにLL教室、専用の美術教室や音楽教室、オープン・スペース、多種多様な教具や器械を備えた広い体育館とグラウンドがある。児童専用の図書館には数万冊の図書が所蔵され、常時100席が用意されている。教職員数も他の重点校に比べて多く、管理教員、専科教員、職員(老師)を合わせて凡そ120人、彼等の大半は師範系大学、或るいは師範系専科学校出身者によって占められている⁸⁾。教育財政はどうであろうか。従来、重点校の学校運営費はその大半を国家教育委員会が賄ってきた。潤沢ゆえに条件整備も迅速で、高学歴の教職員を多く迎えることができたのであるが、国家財政支出が赤字に転落して以来、文教科学衛生事業費の割合は急激に減少、これに伴い重点校に対する財政措置も減額の一途を辿っている。こうした事情から该校ではここ数年、学費(教科書代、参考書代;凡そ50元)の他、多額の教育活動費や雑費を徴収してい

表2 北京師範大学附属小学校

第1・2学年時間割表 1994年度

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
1	班会	数学	語文	数学	語文
2	数学	語文	数学	語文	数学
3	体育	語文	美術	体育	音楽
4	語文	自然	語文	英語	活動
5	音楽	英語	話方	習字	機械
6	美術	数学	活動	興味	品德

(出典) 北京師範大学附属小学校編『1994年度第1・2学年教育課程表』より作成。

る²⁹。教育活動費とは課外活動費のことで、その額は凡そ30元、雑費は以下のものである。授業延長費、補修教材費、椅子・机修理費、文房具費、刊行物費、試験答案用紙費、雑貨費、駐輪費、各種保険費などがそれである。この他校舎修繕費や各種募金、さらには「借支」（学債に相当）の購入を求められることもあり、これらを合わせると徴収総額は800元以上にもものぼる。これは該校教職員の平均月収をはるかに越える額である。また該校は業者による文房具や玩具、嗜好品などの学内販売を認め、彼等から寄付金を徴収しているようで、こうした実態をみても学校運営費の調達のためにありとあらゆる手段を講じている様子が理解されよう³⁰。

北京を始めとする主要都市には「貴族学校」の異名をとる私立学校が存在する。その数は全国で凡そ 1,200校、北京市内が最も多く凡そ90校を数える³¹。広州市内の英東小学校はその典型的事例で、入学金は30万元、白亜の鉄筋コンクリート校舎にはアメリカ製パソコン50台を備えたコンピューター・ルーム、LL教室、採光と照明に工夫を凝らした教室があり、各教室には外国製の椅子・机、教具・教材、オーディオ機器などが整備されている。経済特区に隣接する該校の外国語学習に対する取り組み方はことのほか熱心で、ネイティブによる英語会話、フランス語会話の時間が低学年段階から設定され、放課後の時間には、カセットテープによる語学訓練がLL教室において日々行われている。専科教員の資質も高く、修士学位の取得者や外国留学経験者も少なくない。構内には50メートルプール、2面のバスケットコートを取ることのできる2階建体育館があり、全ての児童が空調設備、バス、トイレの完備した新松寮において生活を共にしている³²。この他、北京や上海などでは、「オリンピックのように競い合うこと」を目的とした英才学校や塾、成績向上と重点学校への進級を目的としたオリンピック・クラス、成績優秀者のみで編成された特別訓練学級が開設され、児童・生徒の能力開発が積極的に進められている。

3. 農村小学校と希望工程

山西省南部の中心、臨汾市から西へ凡そ145キロメートルの地点に吉県がある。ここはつい最近まで外国人の立ち入ることのできなかつた未開放地区である。該県の面積は凡そ 1,100平方キロ、その3分の2が山地と丘陵地帯、残りの大半は畑地で、水田面積は極めて少ない。該県の人口は1991年当時90,327人、その内の80%以上が農林業と牧畜業に従事する農民である。彼等の平均年収は凡そ445元、都市労働者のその20分の1に過ぎない。また該県はかつての「重点援助貧困地域³³」である。筆者が北京師範大学と山西師範大学の教職員と共に訪れたのは県城内にある吉県小学校、該県では最も「近代的」な学校との触れ込みを受けていたが、木造2階建校舎の老朽化は甚だしく、教室、廊下の床には亀裂が走り、掲示物が被う壁板にも大小様々な綻びが見られる。窓枠は歪み、まともな硝子窓はほとんどない。教室数は十分に足りて

いるとのことであったが、いずれの教室においても椅子と机は不揃いで、児童の身長と座高に適合したものは少ない。黒板は古くて小さく、チョークも極めて乏しい。教卓は1卓、卓上には数冊の教科書が並べられているのみで、教具教材は皆無に等しい。该校の生徒数は凡そ127人、これの男女比をみると女子が74人で全体の6割を占め、男子は53人と少なく全体の4割である。農村社会では男児は貴重な労働力であり、第1子が女児の場合、男児誕生まで出産を続ける傾向が強い。事実、该校の女子の30%はいわゆる「独子」ではなく兄弟が存在する。该校の教育課程は国家教育委員会編成のそれに準拠して展開され、教科書も国家教育委員会検定のそれを使用しているとのことであったが、実際はこれと異なり、午後の授業はほとんど実施されていない。低学年の授業は3R'sのみで、その大半は語文であった。教職員数は13名、このうち正規教員は6名で、彼等は山西師範大学出身者である。残りの9名は高級中学校或いは専門学校卒業者で、公務員資格の与えられていない、いわゆる「民弁教師TM」である。後者の給与は父母と社区が賄っているとのことで、その額は正規教員のそれに比べて低く、退職後の保障も全くないとのことである。該県における児童の就学率は凡そ96%、高い水準を保っているが、定着率は高学年になるに従い低下するようで、卒業者は入学児童の凡そ80%である。该校卒業児童の初級中学校進学率は90%にも達するが、該県全般を見ると小学校卒業者の凡そ85%に留まるとのことであり、初級中学進学率は同一年齢集団の凡そ65%に過ぎない。非進学者の大半は家業を継いでいるようであるが、近年では「童工」（若年労働者）となって都市へ流出する者も少なくない。

こうした農村小学校の窮状を救い、中途退学を余儀なくされたいわゆる「失学児童」の小学校への復学を実現すべく、中国青少年発展基金会在が設けられた。これは中華全国青年連合会が1989年に創設した非営利社会団体で、中国青少年のための教育、科学技術、文化、福祉事業を援助することが創設主旨である。該基金会在は、同年10月民間から募金を募り、「教育困窮者」を援助する「希望工程SM」（Hope Project）を設けた。1994年末の統計によると、この5年間で国内外から寄せられた寄付金は凡そ35,864万元（この内凡そ8,890万元は海外からの寄付金）、この基金をもとに、全国648カ所の貧困地区に存在する101万人の中途退学児童を復学させ、749校の「希望小学校」を創設するに至っている。このプロジェクトでは従来、篤志家と受益者がコンタクトをもつ機会を設定しなかったのであるが、94年からこれを改め「希望工程」（家）プラス「助学行動」という新しい援助方式を取り入れた。即ち、1人の児童の小学校卒業に必要な400元を寄付した場合、寄付者は地域や性別、児童の生活状況や環境などを指定して援助するという方法である。両者のデータはコンピューターにインプットされ、卒業時まで連絡を取り合うことになるのであるが、これにより児童は寄付者に対し成績表や手紙を送ることが義務付けられ、寄付者は文具や嗜好品などを提供することが奨励された。この方式を

図3 希望工程結对救助報名卡 1994年度版

个人家庭类 捐方姓名: _____
 单位集体类 捐方名称: _____
 联系人: _____
 通讯地址: _____
 邮政编码 □□□□□□
 结对救助一名失学儿童完成小学学业需捐款 300 元。
 我(们)捐赠的救助款_____元已于____月____日汇出(交款), 用于救助_____名孩子。
 资助意愿:

- 1、以个人、家庭名义报名的,或以单位集体名义报名的,请在相应的方框内划“√”。
- 2、属个人家庭报名的,可一次性捐款 300 元;也可分次捐款,捐足 300 元后,安排结对救助。
- 3、每年 3 月和 9 月开学后,您将收到注有受助儿童名址的《结对救助证书》。
- 4、受您资助的儿童每学期均向您写信感谢并报告学习成绩。
- 5、您的捐款资助儿童完成小学学业后如有余额,将进入希望工程基金,用于救助其他失学儿童。
- 6、捐款请同时寄往中国青少年发展基金会。在您第一次捐款后,即建立您的捐款专户。

取り入れて以降, 寄付金は一挙に増加し, 94年度だけで凡そ18,230万元(うち1,990万元は海外から)に達している。この他, 該基金会は教育活動に必要な機材の寄贈や図書館建設を行い, さらに「希望工程特別奨学金」制度を創設, 成績優秀児童3,862名を初・高級中学, あるいは高等教育機関へ進学させている。今年3月に至り, 貧困地区の小学校へ図書を送る運動が始まった。500冊を一セットとする「希望文庫」を1万セット用意し, 1万ヶ所の小学校へ寄贈することが目標となっている。

IV. 教育改革の問題点と今後の行方

前章で述べたごとく, 農村における義務教育普及事業は極めて困難な状況にある。該事業を阻害する要因の一つとしてまず指摘すべきは国家主導の人口抑制政策であると思われる。現代中国では計画生育政策や優生優育政策などをとおして, 国家による若者・子ども管理が強化され, 民衆の私事としての子育てや通常の教育営為に介入する傾向にあり, これを嫌忌する民衆との間に齟齬が生まれている。ここでは, 湖北省江陵县, 遼寧省長井村, 山西省南山頭村, 浙江省南陽村などの農村に居住する, 凡そ1,000家族の生育意識調査報告に依拠しながら, 人口抑制を困難にしている様々な原因を明らかにすることをとおして, 子育てのあり方をめぐる両

者間のズレの原因を提示してみたい³⁶。まず指摘すべきは、農民の「観念性」の障害である。周知のとおり、農村では人民公社が解体、これに代わって責任生産性が実施され、以後農民の暮らし向きは相対的に好転、余剰時間も増加してきたのであるが、これに伴って農村の基層＝集団経済組織に存在した共同体的側面は弱体化、農村における政治運動や文化活動は衰退の一途をたどる一方、すでに払拭されたはずの旧社会の迷信や習俗が台頭し、これが旧生育観の復活を許したという。第2の原因は農村における社会保障の不完全さである。農村の経済水準は相対的に向上したのではあるが、現水準では乳幼児の安全保障や老人の社会扶養を十分に行うことはできない。このため農民は自己防衛に走り易く、二つの目的達成を図るべく「養児防老」という旧来の生育観に基づいて多くの子どもを設けることになる。第3の原因は農民の生育行為を支配している「多子宝来」観である。農民の大半は子ども（特に男児）が多ければ労働力も大きくなり、従って富も多くなるといった観念に支配され、生育と「自己利益性」を同次元で考える傾向にある。こうした傾向は、四川省の農民370人に対して、第二子目を設ける理由を尋ねた若林敬子のアンケート調査³⁷でも明らかで、それによると老後を子どもに養ってもらいたいとする理由が最も多く凡そ24%、これに次ぐのが育児の安全係数を大きくしたいからとする理由で凡そ24%、以下労働力を増やしたいから、男児を出産して家を継がせたいからなどが続いている。それでは、人口抑制を困難にしている原因を体制面に求めるとどうであろうか。まず農民の都市流入に伴う戸籍管理の混乱を指摘することができる。これは農村管理機関による農民の生育状況の把握を困難にし、農村における旧生育観復活の契機を作りだすとともに「閩子」「黒人口」の増加をもたらしている。第2点はすでに言及したごとく農村管理機関の弱体化を指摘することができる。中国農村の管理は村民の直接選挙により選出された委員を構成員とする村民委員会がこれを行うのであるが、彼等村幹部の投機的行為や計画生育に違反する行為が民衆の村落管理機関に対する信頼を損なっているのである。第3点は人口抑制政策が主に各レベル政府の計画生育部門によって担われ、国家教育委員会や財政部など政府主要機関との連携が希薄で、十分な成果を期待できないことである。

次に、解放後中国の教育理念と改革・開放政策下の教育理念との関係について見ておこう。周知のとおり、解放後中国の教育理念は「教育と生産労働との結合」であり、「人格の全面的発達」を教育目標に設定した³⁸。1949年開催の第1回全国教育会議において「理論と実践の一致」が提起されると、建国初期の初等教育機関では「手工労働科」、中等学校では「実習工場」の履修を義務付け、さらに各学校の経営する工場や農場などでの実践をととして教育目標の達成を目指した。しかしながら、学校現場では理論面、実践面双方に混乱が生じ、「一致」のあり方をめぐって全国的な論争を生起させることとなった³⁹。こうした状況のもと、許崇清は「人間の全面発達のための教育任務」（1957年）、毛沢東は「人民内部の矛盾を正しく処理する問題

について、陸定一は「教育と生産労働との結合について」（1958年）等の論文を相次いで発表、教育と生産労働を結合した全面発達の教育をとおして「知識人の労働化、労働者の知識化」を促進することを提言した。この時点では、労働技能の習得や生産性の増大が求められるとともに、理論と実践の乖離を避けること、労働の尊さを知り「働く者への尊敬心」を養うこと、社会に対する理解と社会的自覚を深めることなどが達成目標とされた。大躍進期の「半工半読」（半日働き半日学ぶ方式）、文化大革命期における「開門弁学」（学校の農民、労働者への開放と彼等による学校の自主運営）、「下放青年」等はいずれも全面発達を目指す社会主義教育の一形態として提示されたのである。確かに、教育理念としての「教育と生産労働との結合」は、社会主義現代化路線においても継承されている。1993年公布の「中国教育改革・発展綱要」、1995年制定の「中華人民共和国教育法」等にはそれが明白であるが、従来のそれと今日のそれを比較した場合、「結合」することの意味合いに多少の相違が見られる。かつては「教育は必ずプロレタリア政治に奉仕し、必ず生産労働と結合する」ことが提起されていたのであるが、「綱要」と「教育法」はいずれも「教育は必ず社会主義現代化建設に奉仕し、必ず生産労働と結合する」となっているのである。特に前者では「教育は必ず社会主義現代化建設に奉仕し、必ず生産労働と結合して自発的な経済建設を実現するという中心課題に従い、社会の全面的発達を促さなければならない⁴⁰」と明記されており、経済発展を支え、これの推進に与かる主体性のある人材の養成を「教育と生産労働との結合」を通して達成しようとする意図が示されている。「結合」は経済建設に応えることと同義となったのである。本来、子供の全面発達を促すために付設された学校工場や学校農場などが、営利目的のために運営されているのは、「教育と生産労働との結合」の今日的解釈による帰結と考えることもでき、こうした風潮を社会主義教育の本筋から逸脱するものとして否定的に捉えるのは時期尚早であろう。

中国における私学の復活現象は今後の教育改革にどのような影響を与えるのであろうか。そもそも、中国における私学の発達は近代以降のことで、外国人宣教師によって設立された教会学校、及び中国人篤志家による私立学校がその主流であった。教会学校は1920年代初期までに相当程度発達し、初等学校は全体の4%、中等学校は11%、大学は80%を占めるに至っており、特に中国の高等教育への影響は多大であったと言えよう⁴¹。また教会学校の近代教科の導入に果たした役割、外国語教育や女子教育の普及に果たした役割も極めて大きいものがある。1949年当時の教会学校を含む私立学校数をみると、大学は65校、中等学校は1,412校、初等学校は8,925校で、それぞれ全体の31.7%、27.3%、2.6%を占めている⁴²。新中国成立後、「教育は国家の事業」となった。1952年9月の教育部の決定により、私立学校は「人民の教育事業を発展強化し、今後の国家建設要請に応える」ための国公立学校に改編された。1950年代前半期までに全ての私立大学は国立大学に、私立初等・中等学校は公立学校に再編され、30年余りにわたっ

て中国教育の発展に寄与してきた私立学校は完全にその姿を消したのである。さて、1980年代以降の経済改革、対外開放政策の進展は、国家管理の画一的な教育制度の弊害を顕在化し、私学復活の動きに弾みをつけた。1982年には憲法が修正され、「民間の経済組織、国営の企業体と事業体、社会の諸勢力が法律に基づいて学校を設置すること」が可能となった。1985年公布の「決定」においても「社会の諸勢力による学校設置」が奨励されている。1987年には国家教育委員会により、「社会諸勢力による学校設置に関する若干の暫定規定」が定められ、該規定第2条によると「社会の諸勢力」とは「法人資格を持つ国営の企業体と事業体、野党、人民団体、民間の経済組織、社会団体、学術団体及び国の許可を得た個人」としている。こうして80年代後半以降、私立学校が漸次増加し、90年代に入ってから私立学校建設ブームが到来したのである。1994年6月当時の私立学校数を見ると、幼稚園は16,900校、小学校は4,030校、中学校は555校、高等学校は296校、そして高等教育機関は800校を数えるに至っている⁴³。1994年8月、國務院公布の「中国教育改革・発展綱要の実施に関する意見」は、外国の友好団体と個人の「寄付」、あるいは「共同」による学校設置を奨励、条件付ながら、解放後初めて外国人による学校設置を容認することとなった⁴⁴。翌1995年2月、国家教育委員会は「中外共同による学校設置に関する暫定規定」を公布、「中国の法規を遵守すること」、「中国の教育方針を貫き、中国の教育発展に有益であること」、「教育の公益性の原則を守ること」を条件に、法人資格のある外国の団体、個人及び国際機関は国内の法人資格を持つ教育機関、社会団体（個人を除く）との協力体制のもと、私立学校を設置できるとしている。もっとも、中国では「教育と宗教の分離」を原則としているため、宗教団体と個人はこれに含まれていない⁴⁵。ともあれ、今後中国では私立学校の設置に拍車がかかるものと思われる。私立学校の復活は教育機会の拡大、特色のある教育の推進、国家財政の負担の軽減、多様なニーズへの対応、「教育は国家」という意識からの脱皮などが期待される一方、私立学校関係法規の不備、私立学校の教育理念の貧困、貧富の差による新たな差別、営利を目的とする学校運営の横行、経費不足などを主因とする教育条件の未整備等、様々な問題が噴出するものと思われる。

最後に、中国教育における道徳教育のあり方を伝統文化の見直し作業と愛国主義教育の奨励との関係において見ておこう。周知のとおり、中国の社会主義教育は「教育の中立」を否定し、イデオロギーを全面に打ち出している。建国当初から教育は「階級闘争の武器」であり「プロレタリア独裁の手段」であって、政治に奉仕することが要求されてきた。従って、「徳育」は政治、思想、道徳などを含み、イデオロギー性の強い領域であった。しかしながら、前述のごとく国家の政策が「政治闘争」から「経済建設」へと転換、経済の市場化と対外開放政策が進展するに伴い、民衆の価値観は次第に多様化し、教育要求のあり方も大きく変化してきている。こうした状況下では、当然のことながら、新しい時代に対応しうる国民道徳の基礎形成が必要

とされるのであり、新しい徳育のあり方を模索する必要に迫られていると言ってよい。ここでは、注目すべき動向を取り上げてみよう。第1点は伝統文化の見直し作業である。今世紀初頭から始まる近代化の試みやその後の中国革命の過程では、概して伝統=旧社会の遺物=社会悪とする評価が下され、これの払拭あるいは克服が求められてきた。儒教文化は常に批判の対象であった。しかしながら、革命の時代から建設の時代へと方向転換を果たした今日、求められているのは社会の「安定」であり、これを保障する「秩序の論理」であり、儒教文化はこうした新しい時代の「歴史的要請」に応えるものとして再評価されるに至っている。また儒教文化圏ともオーバーラップするNIES（新興工業経済地域）における現代化の成功により、儒教文化は必ずしも現代化の障害とはならないとする認識を台頭させたこと、過去の政治闘争における文化破壊に対する反省が行われたことなども伝統文化の見直しを促している。80年代初期の孔子再評価論争に始まる伝統文化の見直しのうねりは、今や学校教育のあり方、就中道徳教育のあり方の再検討を促し、教育実践の改革を迫る勢いにある。1993年刊行の国家教育委員会編『小学校徳育指導要領』では「親孝行」を「人民に奉仕する意識を養成」する行為としてこれを奨励し、翌94年には「中華民族の伝統的美徳を日常行動に具現」する方法を示した『小学生日常行動規範』や『中学生日常規範』が刊行されるなど、道徳教育と儒教文化を結合する傾向が強まっている⁴⁶。第2点は愛国主義教育が奨励されたことである。前述のごとく「中国教育改革・発展綱要」や「中華人民共和国教育法」は、いずれも愛国主義教育の実施を強く求めたものであるが、これを受ける形で1993年9月、国務院は「愛国主義教育実施綱要綱」を公布、青少年に実施すべき「近・現代史教育」「伝統文化の教育」「中国国情に関する教育」等の内容を具体的に示した⁴⁷。さらに、国家教育委員会は学校における徳育強化の一環として、「国旗掲揚、国歌斉唱」を義務付ける意向を示している。今や愛国主義教育は前例を見ない規模で全国的に展開されているようで、遼寧省などでは愛国主義を題材とした「百本の映画」「百首の詩」「百編の歴史物語」「百曲の歌」「百人の英雄の故事」をとおしてそれが進められているという⁴⁸。こうした「受容性」の高い「愛国主義教育」を実施することをおして、従来動もすれば空洞化しがちであった「政治思想教育」の内実化を促し、社会主義現代化の目標達成に不可欠のある種の原動力を人民に培養することが期待されているようである。

おわりに

以上、本稿ではいわゆる改革・開放政策下の中国における学校教育の現状と問題点を概観してきた。筆者は社会主義現代化建設のなかで進展する教育改革の有り様を、都市の小学校や内陸部の農山村小学校のみならず、郷鎮企業経営学校や私立学校を取り上げて明らかにする予定

であったが、紙数の制約もあって、この目的を達成することが出来なかった。他日を期したいと思う。

〔注〕

1. 「奔流中国」『朝日新聞』1995年9月2日付。
2. 筆者の中国教育調査は以下のとおり。北京師範大学附属小学校・北京市内各小学校（1994年6月、9月、11月、1995年1月）、遼寧師範大学附属小学校（1994年9月）、瀋陽市文化路小学校他（1994年9月）、東北師範大学附属小学校（1994年9月）、山西師範大学附属幼稚園・山西省吉県小学校（1994年10月）、江蘇省杭州市・無錫市各小学校（1994年11月）。なお、筆者が中国滞在期間中に訪問した大学と研究機関は次のとおりである。遼寧師範大学（大連市）、遼寧省教育科学研究所、遼寧省教育委員会、東北教育史研究会、東北大学（以上瀋陽市）、東北師範大学（長春市）、山西師範大学（山西省臨汾市）、山西大学、山西省社会科学大学（以上太原市）。（山西師範大学では「日中両国の現代化に果たす教育の役割」をテーマとする学術討論会に参加する一方、「山西省の教育近代化と日本留学生」と題する專家講演を行った。また山西省社会科学大学では「現代日本の学校と児童・生徒の学習生活」と題する特別講義を行った。）天津社会科学院、天津教育科学研究院（以上天津市）。（前者では「中国の現代化と伝統文化の取り扱い方」、後者では「教育の現代化と人材養成の方法」をテーマとする学術討論会に参加した。）杭州大学（江蘇省杭州市）。（ここでは「日本における中国近代教育史研究の動向と問題点」と題する特別講義を行った。）
また、滞在期間中に資料調査を進めた図書館、档案馆は次のとおりである。陝西師範大学附属図書館、北京師範大学附属旧輔仁大学図書館、北京図書館、北京第一档案馆、北京大学附属旧燕京大学図書館、大連市立旧満鉄付属図書館、遼寧師範大学中央図書館、遼寧省立図書館、遼寧省档案馆、瀋陽市立図書館、瀋陽師範学院図書館、東北師範大学中央図書館、天津社会科学院附属図書館、天津教育研究院附属図書館、山西師範大学図書館、山西大学档案馆、山西省档案馆、山西省文史資料館、浙江省図書館、杭州大学図書館。
3. 「中共中央關於教育体制改革的決定」『人民日報』1985年5月29日付。
4. 「簡政放権」とは、中央政府を始めとする行政系統の整理、簡素化及び下級政府、機関への大幅な権限移譲をおこなう行政機構改革のこと。
5. 万里「在全国教育工作者會議上的講話」『人民日報』1985年5月21日付。
6. 教育普及の「三段階地域区分」についての詳細は、木山徹也「現代中国における教育普及政策の問題点」（『岡崎女子短期大学研究紀要』第23号 1990年3月）を参照のこと。
7. 李鵬「大力發展職業技術教育是教育改革的重要内容」（1986年8月30日）、國務院「關於大力發展職業技術教育的決定」（1991年10月17日）、何東昌「關於大力發展職業技術教育的決定」（1991年1月21日）。（以上いずれも、国家教育委員会政策法规司編『十一届三中全会以来重要教育文献選編』所収、教育科学出版社 1992年10月。）
8. 國務院「高等教育自学考试暫行条例」（1988年3月3日）、國務院「批轉国家教委關於改革高等学校卒

- 業生分配制度的報告的通知」(1991年3月1日), 李鵬「關於高等教育改革与發展的若干問題」(1986年7月13日)。(以上いずれも, 国家教育委員会政策法規司編『十一届三中全会以来重要教育文献選編』所収, 教育科学出版社 1992年10月。)
9. 万里「在全国教育工作者會議上的講話」『人民日報』1985年5月21日付。
 10. 李鵬「政府工作報告」(1992年3月20日), 國務院「中華人民共和國義務教育法實施細則」(1992年3月14日)。(以上いずれも, 国家教育委員会政策法規司編『十一届三中全会以来重要教育文献選編』所収, 教育科学出版社 1992年10月。)
 11. 該「要綱」の詳細は『人民教育』1990年10月号を参照のこと。この他, 農村における教育普及問題を取り扱った優れた論考に, 趙家驥「構建農村模式的思考」『教育研究』1989年10号, 徐余「貧困地区農村基礎教育“二次分流”的構想」『教育研究』1990年3号等がある。
 12. 國務院「國務院辦公厅批复国家教委關於組織實施“燎原計划”的請示的通知」(1988年9月30日)。
 13. 田紀雲「在農科教結合工作座談會上的講話」(1992年1月11日)。(国家教育委員会政策法規司編『十一届三中全会以来重要教育文献選編』所収, 教育科学出版社 1992年10月。)
 14. 李健剛他「推広“五四”学制提高基礎教育質量」(本卷編集委員会編『中国基礎教育教学研究』第1卷1993年7月 北京師範大学出版社 115~121頁)。
 15. 國務院「國務院辦公厅批复国家教委關於組織實施“燎原計划”的請示的通知」(1988年9月30日)。
 16. 無錫鼎華鎮人民政府「国家社会發展綜合実験区—華鎮第3段階計划 1993—1995」(福岡県立大学・現代中国社会文化調査団編『現代中国における社会的・文化的變動に関する実証的調査研究』1995年3月 61~71頁)。
 17. 中華人民共和國國務院国家統計局編『中国統計摘要・1993年』中国統計出版社 1994年6月。
 18. 『教育研究消息』1994年1・2合刊号 9頁。
 19. 中華人民共和國教育部計画財務司編『中国教育成就 1949—1983』人民教育出版社 1984年6月, 中華人民共和國国家統計局編『中国統計摘要・1993年』中国統計出版社 1994年6月。
 20. 「北京市職業学校」『人民日報』1986年6月17日付。
 21. 中華人民共和國国家教育委員会計画財務司編『中国教育成就 1949—1985』人民教育出版社 1987年4月, 中華人民共和國計画建設司編『中国教育事業統計年鑑 1993年』人民教育出版社 1994年8月。
 22. 中華人民共和國国家教育委員会計画財務司編『中国教育成就 1949—1985』人民教育出版社 1987年4月, 中華人民共和國計画建設司編『中国教育事業統計年鑑 1993年』人民教育出版社 1994年8月。
 23. 北京師範大学付属小学校編『師大実験小学1994年度新生登記通告』1994年6月22日。
 24. 北京師範大学付属小学校編『1994年度第1・2学年教育課程表』1994年9月。
 25. 国家教育委員会基礎教育司編『思想品德課教学大綱學習指導』人民教育出版社 1992年12月 1~16頁。
 26. 北京師範大学付属小学校編『家庭關係与兒童學習外語情况調查表』1994年9月。
 27. 高凌「北京市における初等・中等教育と英才教育」学習院大学東洋文化研究所『調査研究報告』No.43 1995年3月 68頁。
 28. 北京師範大学編『北京師範大学 1993年度版』1994年6月 1~12頁。

29. 北京市教育局制定『北京市小学統一收費項目，標準卡』1994年8月，北京師範大学付属小学校編『94年度春季書本費，教育活動費結帳及秋季予交款通知』1994年2月。
30. 「学校乱収似脱繩之馬」『遼寧日報』1994年9月5日付。
31. 北京市教育局編『北京学校概況』北京工業大学出版社 1994年6月 1～26頁，蘇影編『北京教育辞典』海洋出版社，1993年10月 558～725頁。
32. 広州市編『広州之学校』人民教育出版社 1994年2月 3頁。
33. 「重点援助貧困地域」に指定された該県の小学校教育を振興させるべく，国家教育委員会は北京師範大学に教育援助を要請，これに応じて同大学は1986年以降，教育実習を該省各県において実施する意向を明らかにした。また，夏季休暇を活用して該省各県の教育実態調査を行うこと，及び教育普及活動などのボランティア活動に参加することを学生に奨励している。
34. 「民弁教師」は屢々代用教員と日語訳されるが，日本のそれとは性格がことなる。
35. 「希望工程」の詳細は，岳西寛編『中国希望工程—百県考察実録』（社会科学文献出版社 1991年11月）を参照されたい。この他に，『中国青年報』1995年1月23日付掲載記事，『人民日報』1995年4月27日，及び同年5月1日付掲載記事，『北京青年報』1995年3月30日付掲載記事，「アジアニューウェーブ」『読売新聞』1995年6月27日付などがある。
36. 李銀河『生育与村落文化』中国社会科学出版社 1994年5月 167～206頁，劉錚「人口投資与人口素質」『人口研究』1989年6号，蔡作富「農村人口難以控制的社会学透視与对策—江陵県婦女生育調査的例証」『人口研究』1990年3号。
37. 若林敬子『中国の人口問題』東京大学出版社 1989年 198頁。
38. 中央教育科学研究所編『中華人民共和国教育大事記 1949-1982』教育科学出版社 1984年 64～65頁。
39. この論争は教育部（現国家教育委員会）の刊行誌『人民教育』において1955年第1号から57年の第5号にわたって行われた。
40. 国務院「關於中国教育改革・發展綱要的實施的意見」『中国教育報』1994年8月28日付。
41. 舒新城編『近代中国教育史資料』中国史学社 1961年 1090頁。
42. 張志義編『私立学校の理論与实践』中国工人出版社 1994年 216頁，中華人民共和国教育部計画財務司編『中国教育成就』（1949—1983）人民教育出版社 1985年 20頁。
43. 『教育研究消息』1994年1・2合刊号 11～15頁。
44. 国務院「關於中国教育改革・發展綱要的實施的意見」『中国教育報』1994年8月28日付。
45. 「關於依拠中外共同的学校設置的暫定規定」『中国教育報』1995年2月16日付。
46. 「中学生日常行動規範，公布施行」『中国教育報』1994年3月15日付。福州師範学校第一附属小学校德育実験組「關於小学生道德狀況的調查研究」『中国教育学刊』1994年第3号 44頁。
47. 「愛国主義教育實施綱要」『中国教育報』1994年9月6日付。
48. 『中国教育報』 1994年9月24日付。

〈編集後記〉

相馬基金在外研究者として、1994年4月から1年間、中華人民共和国の教育制度、その実態調査のために北京師範大学外国教育研究所に留学されていた蔭山雅博所員に、改革・開放政策下の中国における学校教育の現状と問題点について寄稿していただきました。

文化大革命後、中国は工業・農業・軍事・科学技術の「四つの現代化」に向けて歩み始めましたが、その「四つの現代化」の必要条件として教育改革が認識され、現在その実行段階にあります。とくに昨今では、生産力の立ち遅れた中国が真の社会主義を建設していくためには市場経済化を通じての生産力発展が追求されなければならないとの考えから、二律背反的ともいふべき「社会主義市場経済」化の道をひたはしています。高度な生産力を基盤とした社会主義国家の建設には、その目的にそった「優れた人材」の育成が必要なわけですから、政府・党の強力なバックアップのもとで教育改革事業の重点もそこに置かれているようです。けれども、このような国家主義的な教育改革の推進は、現実的には地域間格差や学校格差などさまざまな問題を生みだしているようです。蔭山所員の報告は、ダイナミックに変わろうとする中国の根幹に関わる問題を、豊富な収集資料と実態調査に基づいて浮び上がらせているように思われます。

今回は、紙数の都合で現地でなされた実態調査の詳細な紹介が割愛されてしまいました。引き続き意欲的な分析を期待したいものです。 (T. K)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 泉 武夫

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561
